

令和4年白老町議会議会運営委員会会議録

令和4年 2月15日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時28分

○会議に付した事件

協議事項

1. 令和4年度予算の審査方法について
 2. 議会運営について
 3. タブレット端末の取り扱いについて
 4. その他について
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	森哲也君	委員	吉谷一孝君
委員	及川保君	副議長	氏家裕治君
議長	松田謙吾君	委員外議員	西田祐子君

○欠席委員（なし）

委員 前田博之君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主 査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1、令和4年度予算の審査方法について、2、議会運営について、3、タブレット端末の取り扱いについて、4、その他についてであります。

それでは、1、令和4年予算の審査方法について、説明を本間事務局長よろしくお願ひいたします。

○事務局長（本間 力君） 令和4年予算の審査方法について、日程はすでにお知らせしているところでございますが、昨年来から新型コロナウイルス感染症の状況がご承知のとおりまだまだ拡大している状況だということと、本日の報道によりますとまん延防止等重点措置の2月20日期限が北海道から国への延期の要請が2週間ないし3週間の期間かかる状況となっております。3週間となりますと間違いなく本会議の日程も重なってくるという状況の中で、事務局を介して、または議長に直接というお話も聞いておりますが、町側から感染対策の取り扱いとして議会として検討いただきたいと申し入れがございましたので、本日改めて、この場で結論が出るかどうかはありますが、幸い18日、22日、25日と議会運営委員会が続きますので、できれば予算審査前に方向性を出していきたいということで今日は頭出しとして資料1を付けさせていただいております。何かこのような形でやりたいということは今日お示しはできておりませんが、資料1の2番で下線を引いているところになります。新型コロナウイルス感染症対策についてということで、(1)、議事堂及び第1委員会室（説明員控室）の混雑緩和のため、〇〇〇〇〇〇〇とする。（経常費の予算概要に担当部署表記あり）ということで、レジユメのほうに書いてありますが、例としては昨年の決算審査特別委員会の対応としまして、2款、3款をあらかじめ各質問される皆様のほうに事前確認として、経費ないし事業名を事前にお知らせいただく取り扱いをさせていただいております。このような対応をさせていただくかどうか。ただ、予算等審査特別委員会の場合は款の区切りを入れて進めています。〇〇経費から〇〇経費までのこのページ内でのということで、少なからず決算審査特別委員会と違って款一括質疑ではなく区切りの分割質疑になりますので若干は緩和されるのですが、議事堂から見えないところでこの第1委員会室が、説明員の控室が非常に混雑することが議会事務局または町側の対応としては危惧しているところでございますので、今回新たに経常費の予算概要には担当部署の表記もされているということで、改めて担当課が見えるということで事前確認をするかどうかご意見をいただきながら方向性を出していきたいとの考えでございます。

あと、1番から4番までについては昨年同様の内容となっておりますので説明は省略させていただくと、2枚目の日程につきましてもまだ目安の段階で予定だけは3日間ということでお示しておりますのでご承知願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小西秀延君） ただいま事務局長から説明がありました。現在国からのまん延防止等重点措置ということで2月20日までではありますが、北海道も延長を要請しようという動きになってきているようでございます。それが国のほうで了承されれば3月会議も食い込む恐れがあるので、

対応は議会としても考えなければいけないとのことで、このような案を出させていただいております。

これについて何かご質問等ございますか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 事務局長の説明は十分理解いたしました。この予算等審査特別委員会については、昨年も決算審査特別委員会で経験済みです。北海道の要請もあるということになれば、これはしかと取り組まなければならないことなので決算審査特別委員会を参考にしながら、混雑のない形をとっていただければいいかと思います。

○委員長（小西秀延君） 前後して申し訳ありませんが、本日、前田委員が体調不良で欠席しておりますので、本日、委員外議員の西田委員が出席しております。発言を許可してご意見を賜りたいと思います。

ほかにご意見ございますか。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 発言の許可をいただきありがとうございます。これについて特にはないですが、議会側もきちんとこのようにさせていただきますが、行政側もある程度課長が答弁できるように、以前は勉強のためと多くの説明の職員が来ていたようですが、その辺を控えていただき人数制限を考えていただかなければと思いますので、その辺のお互いの協力関係をきちんとされていたらいいかと思います。

○委員長（小西秀延君） お互いにというご意見でよろしいですね。

今、このような感染拡大のさなかにありますので、ご理解をいただいて次回にきちんと案として前回の決算審査特別委員会のやり方を踏襲して、ここの場所が混み合わないよう白老町庁舎で感染拡大をしないように配慮を含めた対応を取っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、次回に正式に案として出させていただきます、皆様のご了承を得たいと思います。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 及川委員から昨年の決算審査特別委員会を参考に検討すべきのご意見をいただきましたので、2款、3款の中で前回同様に、予算等審査等特別委員会の前日くらいまでに取り決めさせていただき、そうすればどこかの課が質問がないとなればここへ来る必要がなくなるのでそのような意味で減らせること、先ほど西田委員からグループリーダーだけなのですがどうしても担当者も来るので、従前から担当者は自席に戻るよう指示はしているのですが、なかなかそこは徹底されていないので、再度そこはきちんと町側も含めて徹底するよう対応しますので、そのようなところを次回以降でまとめて、またご提示させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○委員長（小西秀延君） ご意見を尊重して進めてまいりたいと思います。そのように進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、2、議会運営についてです。説明をしていただく前に、(1)、発言内容及び回数、(2)、議決事項及び専決処分の取り扱いについて、ということであげさせていただいていますが、両方とも本会議が終了して終わった件についてということでございます。その内容を変更する。もしくはどのようになったのかということをお聞きするという目的で今回あげてはございません。議会運営としてきちんとこれを整理をして今後の議会運営にきちんと役立てていただく形をもって、皆さんにご説明をして了解を得て事後に生かしていきたいという主旨をご理解いただいで進めていきたいと思っております。

それでは。本間事務局長から説明を(1)からお願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 資料2でございます。ご承知であると思っております。簡単に資料2を説明させていただきます。白老町議会会議規則でございます。第46条を飛ばしまして、発言内容の制限、第49条ですが、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。これは当然のことです。それから、第50条質疑の回数、質疑は、同一の議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない。ということが今回、1月6日の基本的事項になります。議事進行に関する発言の第52条になりますが、議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。第2項になりますが、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。あくまでこれは基本的事項ということでご認識いただきたいと思っております。

それで、今回、趣旨がこの範囲を超える場合の対応としてですが、先にこのページから申し上げますと、第46条の自由討議となります。試行的な取り扱いになりますが会議規則で第46条に明記されているので、質疑の終結後、議長が必要と認めるとき又は動議があったときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。となっております。ですので、何かの関連で第49条、第50条、第52条以外の幅を超えるときはそのような動議をかけることが必要だということです。次のページ、緊急質問等ということで第57条、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。ということで、定例会月における一般質問以外に、ご承知だと思うのですがこのような手続きを踏むことによってより活発な議論になるということなのですが、2、白老町議会運営基準、抜粋してありますが、緊急質問をする場合には、原則としてはあらかじめ文書で議長に申し出る。その場でなかなかできないルールになりますので、そのようなところで一定限準備が必要になります。32は町側の対応になりますが、説明のための議場出席者から、質問に対する反問の申し出があったときは、これを許可する。これは参考までです。

次のページ、質疑ということで、2件以上の事件を一括して議題とした場合の回数は、同一議題として会議規則に定めた回数とする。このような内容もあるということです。

それから、議会運営基準につきましては第3節にも自由討議ということで記載をしております。自由討議に関しましては、3、自由討議実施要綱、今試行段階でございますが設けております。第

4条第2項になりますが、議題の提案は、議長又は委員長（以下「議長等」という。）の発議又は議員の動議と同様の手続きとし、議題及び理由を明確にして、自由討議議題提案書（様式第1号）により行うものとする。ということで、これも緊急質問と同様に、あらかじめ団体意思決定の範囲になりますが提案書をあらかじめ出して議会の日程に入れるということになります。なかなか今のルールでいけば、最初に戻りますが第49条、第50条、第52条ということで、発言内容の制限、質疑の回数、議事進行に関する発言をまず基本事項として、ルールとしながらもこれを超える範囲に及ぶことにつきましてはこのような、今ご説明した中で手続きを踏んで対応することになります。ただ、今回に関しては先ほど委員長からは、議長の中の議事進行で行っておりますので、それがいいとか悪いとかという話ではございません。あくまで改めて、ご承知だと思っておりますが共通理解を持っていただく上での委員長からのお話だと思っておりますので参考までに説明させていただきました。

○委員長（小西秀延君） この内容について、ご質問等ある方はいらっしゃいますか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 今回のこの本会議の中での発言についての件ですが、同じ会派の議員ということだったのですが、私、実はこの一件については議長が認めているということでしたのです。ですから途中で同僚議員のほうから発言があって、「ちょっと違うのではないか。今回の議題の中には入っていないだろう。合わないだろう。」という発言がありました。

それは当然そのとおりで私も思っているのですが、議長が進行という意味ではつかさどっているわけですから私は可として受け止めていたのです。緊急の発言をした議員としては緊急性が高いと、今後本会議も開かれる状況にないという状況でやむにやまれず発言したと聞いておりますので、すみませんがそのような意味ではご迷惑をおかけいたしました。

○委員長（小西秀延君） 今及川委員からご意見がありました。本会議の中でほかの議員からも意見が出たり様々なことがありました。その後も私のところに議会運営委員会できちんと整理をすべきではないかというご意見もいただいたり、様々なことがあり今回もう一度皆さんで確認をしましょうという意味で、本会議は一度終了してありますのでそれをひっくり返すというような、そのような意見は差し控えていただき、きちんと今後、このようなやり方がありますというのをぜひ会派内でも、また皆さんでもご議論をいただいて手順のつとたやり方もありますので、きちんとたやり方を考えていきましょうということで、今回整理を一度させていただきました。そのような意味で及川代表からのご意見もありましたが、ぜひ皆さんとご協力してスムーズな議会運営になるように努めていきたいということで今回議題にも取り上げさせていただきます。次も、そのような意味もあるのですが、確認ということで皆さんご認識していただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしければ、2番、議決事項及び専決処分の取り扱いについてです。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 1月31日の議会運営委員会の取り扱いの中で、今一度法令等の確認という意味で資料を用意させていただいております。

資料3になります。1、専決処分の取り扱いでございます。地方自治法の180条に専決処分は明記

されておりまして、権限に属する軽易な事項というのが一つ、前回の議会運営委員会の中でもこのようなことは話されていたと思いますが、その中で、2項、前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。これに基づきまして前回専決処分書が報告議案として上がったという経緯でございます。

それを受けまして、白老町会議条例の中の第8条、法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項は、次に掲げるものとする。ということで、第2号の議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決にかかる契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。ということが一つ設けられています。次のページで2、議会の議決事項になります。これが条例の中で、議会の議決に付すべき契約及び再案の取得または処分に関する条例というのがあります。この第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。という条例で位置づけられておりまして、地方自治法の第96条、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。ということで、1、条例を設け又は改廃することができるかと並んでいますが、第5項のその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。政令は割愛しておりますが、町村、市、政令指定都市、都道府県ということで、町村の場合5,000万円以上と政令で定まっております。その内容を踏まえ基準に従いということでこの条例で5,000万円以上と設けられてございます。

第1から次のページの第15まで地方自治法第96条の議会の、議会に掲げる事件の議決という項目がございます。朗読は割愛しますが、第2項の中で、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。ということで、これは参考までなのですが、白老町の会議条例第7条に、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件ということで、総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更、友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項、まちづくりに関する憲章及び宣言、定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止ということで定めているということで参考までに申し述べておきます。

3、工期の変更ということで、参考資料3の3枚目になります。地方自治関係実例判例集がございまして、その中に、議会に提案する工事請負契約に関する議案内容ということで、問としまして、条例に基づき工事請負契約の締結の際、議会の議決を得なければならないが、四角1、議案には工事請負契約書案を添付しなければならないか。四角2、契約書の添付が必要ない場合は、①工事請負の金額、②契約の相手方の住所氏名、③工事の場所、程度の明記をすれば差し支えないか。答として、四角1、別にその必要はない。四角2、契約の目的、方法、相手方等を明記すればよい。という事例判例集の事例がございます。

最後のページ、資料3の4ページ目の地方財務実務提要、こちらは特に財務の関係で議会でも参考としている3冊くらいの厚い冊子のいろいろな事例が載っている資料でございますが、この中で工事の変更ということの問いがございます。問いとしまして、①契約の金額、②工事名、③相手方、④工期の4項目を議案内容として、ここは白老町の今回の31日の件と違うのは工期は入っていません。この問いは工期が入っている内容として、地方自治法第96条第1項第5号により工事請負の金

額の議決を得た。後日、何らかの理由により予定工期内に完成しないこととなり、事故繰越の手続きを取ることとしたが、工期の変更も議会の変更議決が必要とするか。なお、工期については、議案の内容としない取り扱いがよいか。という質問でございます。答としましては、今回の場合は、この議会の議決を経た契約について、議会の議決を経た事項の変更については、全て議会の議決を経なければならないと解されますので、質問の場合、工期の変更も議会の議決を要することになります。入っているのですとあります。

その後の部分なのですが、工期を議会の議決事項とするか否かについては、当該団体の従来の取り扱い等によりますが、各自治体の従来の取り扱いによるということの前提なのですが、工事の完成はその年の天候やその他やむを得ない事情等に左右される場合がしばしばあり、工期を議決事項としている場合においてその変更について議会の議決が得られない場合に、当該契約が工事の完成が意図したものである以上、議会の議決が得られないことを理由に変更しないというわけにはいかない性質のものでありますから、本来、工期は、その性質上議会の議決事項としない取り扱いが望ましいと解されます。従って、議会に対しては、議案の説明において明らかにするような取り扱いが適当と考えます。これは断言しているものではございません。あくまでも望ましいということと適当ということで、従前の地方公共団体の取り扱い等によるということが前提でございますので、あくまでこれが全て正しいということではありませんが、町側の今回の取り扱いについては、このようなものを参考にされながら専決処分書を出してきたという例でございますので、改めてですがこのような位置づけを皆さんにお知らせするところでございます。

協議事項になるかどうかなのですが、本来的に従前のおりでいけば、議決事項に入っていない工期の取り扱いなのですが、改めて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく項目としては、従前の場合は、①契約の目的から⑤契約保証金までというのが書面での議会と町側とのやり取りというのは追跡はしていますが、前例踏襲という形で行ってきております。参考までに管内議会事務局に聞いたのですが、管内もこのような内容まで書面で取り扱っているところはありませんでした。今後、ここの中で決められる話ではないのですが、工期を追加するかどうかというご意見を踏まえながら、今後検討していきたいという内容になるかと思っております。

(2)、議案に付する議案説明の取り扱いです。町長が事務を執行する前提条件又は手続きによる議決に対する概要説明という位置づけになりますが、今回地方自治法第96条の場合は、少し難しい言葉で言いますと制限列举主義ということで、それを原則としている法第96条、先ほど読み上げた部分なのですが、あくまで項目が絶対なのです。地方自治法第96条1番から15項目ありますが、この項目が絶対ですので、その絶対の項目に対して議案説明をある程度きちんと丁寧にしないとなかなか議案の趣旨が伝わらないこともあって議案説明が存在するのですが、比較的白老町の議案説明は、ほかの町村よりは丁寧な議案説明という認識でおります。

そのような意味で、そのようなところが今後、省略をするということになるかどうかともいろいろ議論が非公式ながらも出ていたのもありますので、協議事項となるかどうかは別にしましても(1)、(2)についてのご意見を賜りながら今後の運営に反映していきたいというところで事務局として資料を用意させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 先般これは議会運営委員会に上程されまして調査もお願いしたいという

ことで、調査も委員長、副委員長にお任せをいただきました。それで、いろいろ法律上、条例上、規定上等で調査をさせていただきました。先日、かなり議会運営委員会が時間を超過いたしまして本会議も遅れる事態になってしまいましたが、それを踏まえてきちんと調査をして皆さんにもお知らせしようということでこの議題を上程させていただいております。この内容については、前回委員から工期についてもきちんと議会にも議案として報告すべきという考え方もあるのではないかと意見も出していただきました。それについては、実務提要にもありますとおり決まっていることではございませんが、本来工期はその性質上、議会の議決事項としない取り扱いが望ましいということも出ております。それを踏まえて皆さんと協議をしていきたいと思っております。前回議員のほうからはきちんと調査をしてそれがどうなのかということも調査してほしいということでございますので、ご意見があればこのような形で調査を終えておりますので報告させていただきながら協議をしてみたいと思います。

ご意見があります方はどうぞ。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 十分説明資料をそろえていただきまして理解できました。今回工期についてですが、きっちり明文化されておまして、天候などやむを得ない場合がある。そのようなことを勘案しての工期の延長でありますから、私はその部分は従前どおりのやり方でよろしいのではないかと考えます。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見お持ちの方はいらっしゃいますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時39分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

及川委員。

○委員（及川 保君） この件については、先般の議会運営委員会の中でも意見を申し述べさせていただいたのですが、今委員長が言われたとおり後日きちんと議会運営委員会の中で揉んだらいいだろうという話をさせてもらったのですが、違法ではないということは皆さん十分理解しているわけです。そうであれば、私も担当課長の話聞いていても工期を議決の対象としてしまうと非常に大変な状況になるのですと、このような話もありまして、そのようなことがあって工期は私は議決の中に入れないのだろうと思います。ただし町側の立場としてはやはり議会にきちんとした丁寧な説明をしなければならぬとなれば専決処分にゆだねるのではなく、町側も通年議会でもあるので議長も先般の議会運営委員会でおっしゃられていましたが通年議会でもあるのだからいつでも議会を開会できるのだからしっかりと議員みんなの意見を聞いてくれという話がありました。私は、結論からいうと工期はやはり出された議員の話は十分理解するのです。ですが、担当として非常に煩雑な事務的な状況になるというのは私は本意ではないと思うのです。さらにこのような新型コロナウイルスの中で部品が入らなくて工期が延びるなどまだまだ続く可能性が高いのです。そのような中において、まちづくりの観点からしてもあまりこのことに固辞すべきではないと、その分本会議

を長く質問して進めていくといいのではないかという意見でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見お持ちの方はいらっしゃいますか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） これに対してすごく勉強不足で今までの流れの中でやってきたものかと思っ
ているものですから、工期についての議決事項が全然頭に思い浮かばなかったは事実なのです。
このように地方財務実務提要の例を見てなるほどと、このようなことで工期を入れないのだと改め
て実感できたと感謝しなければいけない。このようなものもしっかり勉強していかなければいけな
いと今一度振り返るのですが、町側もあまりに議会側に丁寧な説明をしようと思ひ議案に載せてき
ました。それ自体をお互いに理解しながら進めていかなければいけない部分のだろうと、もしこのよ
うなことが自分たちの頭にあれば、当然工期はここに入っていないのだから、あのような形でもし
載ってきたらおかしいのではないかとなってしまいますので、今回の場合どっちもどっちだと思ってい
ますから、ただ議長は最初から工期が入っていること自体がだめなのではないかと最初から言われ
ていたので、確かにこのようなことなのだと改めてわかったということで、自分の反省点としても
う少しこのようなことについてはなぜそのようなになっているのかしっかりと勉強しなければいけな
いと思ひました。ことあることにそのようなことが議会運営委員会の中で皆さんの共通認識の中でや
っていけばこのようなこともなかったと思ひますので、改めて反省として一言述べさせていただきます
できました。

○委員長（小西秀延君） 私も議会運営委員会の委員長をさせていただいていますが、この件に関
してはこのようなものを読んだり、詳しく条例、法令等を調べて、分かっていた部分ではありませ
んでしたので議会運営委員会の時間が長引いてしまったのも私の責任もあると痛感しております。

その上で、前回上がってきた議案書は、表面が議案書で裏面は先専決処分として報告事項である
という法令上は認識なのです。そのようなことで皆さんもご理解していただければと思ひておりま
す。

ほかにご意見ありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 引き続きご意見があれば調整ということはあろうかと思ひますが、今皆
さんでお話しているところでは、議決事項に工期を入れなくとも、従来どおりでよろしいのではな
いかという意見が多かったのですが、諮ってくれという委員もおりましたので、これは諮ったうえ
で従来通り今後も続けていくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、3、タブレット端末の取り扱いについての説明をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 2月18日に全員協議会終了後に、時間がかかって申し訳なかったの
ですがタブレットを各議員に配布させていただきます。前段、先般の議会運営委員会で資料4を付け
させていただいております。2月18日のタブレットの取り扱いの説明の際には、こちら全議員に
配布させていただきます。議会情報端末の取り扱い要綱自体を位置づけをさせていただく、ただ、

あくまで正式決定ではございません。たたき台でございまして、ある程度操作をしながら一定期間時間を設けてこの中身も当然ブラッシュアップしながらやっていきたいと思っております。要綱を別につけておりますが概要版のほうで説明しますと、目的、定義、使用の範囲、情報端末の使用・貸与等と入れていますが、目的、①、定義は割愛しますが、②、使用の範囲ということでやれるかどうかは別にしましても、大きくくりとして情報端末及び会議システムの使用できる会議ということで本会議以下記載しております。情報端末を使用した連絡及び情報伝達事項ということで、会議等の招集通知、以下記載のとおりですが、前回も言ったとおり、これをやるからファクスをやめるということではございませんので、このようなことも併用しながら環境になじんでいただいて対応していく内容になります。それから、③、情報端末の使用・貸与等につきましては、情報端末を使用することができる者は、白老町議会議員、事務局職員その他議長が許可した者とし、無償貸与する。ということで、ここは今のところ通信経費がなかなかまちの負担とはできづらいところもございまして、使用する議員は貸与する情報端末の通信に係る経費を負担するものとする。ということで ご了承いただきたいと思っております。④、情報端末の管理、⑤、貸与端末に関する禁止事項、⑥会議・文書共有システムの利用者、⑦、各会議における禁止事項、⑧、違反行為の措置、遵守事項、セキュリティ対策、⑨、疑義、委任につきましては省略しますので、後ほどご一読いただければと思います。

今日、お諮りしたいところは、2、議事堂へのタブレット等の持ち込みについてということで、前回もこの文面をご提示しております。(1)、会議規則(第85条)の改正案、原稿の部分が中段の携帯電話及び録音機の類を携帯してはならないということになっております。これを改正するとなれば、条文を全文読み上げますと、第85条、議場に入る者は、帽子及び外とう等の外着の着用(削除)並びに携帯電話及び録音機の類を(追加)又は携帯してはならない。ここは持ってきていいという解釈になります。ただし、以降は残します。第2項として、議員、町長等(町長その他の説明員をいう。)及び議長が会議に出席を要請した者は、議場又は委員会室に情報端末を持ち込むことができる。第3項として、前項の規定により持ち込んだ情報端末は、別に定める情報端末取扱要綱に基づき使用できるものとする。ということで、先ほど概要のほうを説明した内容に基づくということで、この2項目を追加する内容になります。

3、個人が所有する携帯電話、スマートフォンの取り扱いについてということで、今回会議規則を、この一文を削除した場合に議場に携帯してよいと解釈されますので、これを書面で残すか、この議会運営委員会の中できちんと申し送りをするかなのですが、個人のスマートフォンを議場に持ち込んでいいのか悪いのかというところはやっていかなければいけない。この条文は前回も言ったとおり、地方議会の中でこのような現行の条文を削除して改正しているところが何団体かありますので、そこを参考にさせていただいてタブレット等の活用の活発化を図っている各地域の現状でございまして。

ここの部分は後ほどお諮りいただきたいのですが、要綱のほうの説明は省略しまして資料5をお開きください。こちらは、今の時点で2月18日のレジュメになります。全て申し上げますが、協議事項という形で大きなスクリーンを議事堂に用意しまして、1、タブレットPCの起動から入ります。(1)、電源スイッチの入れ方、(2)、パスワードが各議員にあります。参考までにShir

a o i、S大文字になります。これを議席番号でいくと001で久保議員から議長の014まで、パスワードが全て付与され、当日お渡しますがそれを入れてパソコンが立ち上がる。それから基本操作については、あくまでタブレットですので、従前のパソコンのようにパットの中でクリックする方法と画面をタップする両方が使えます。2、カレンダーの使い方、従前から言っているようにグーグル社のメールカレンダー等を使用して行うというところです。2番、3番、4番以降は当日きちんと画面を見ながらサブスタッフを入れながら操作のことは極力入れていきまして、基本事項だけ説明させていただいて、裏面の5、WEB会議（ZOOM）等についてだけ、皆さんと共有したいところなのですが、WEB会議のアプリが画面上に設定されているのですが、当面ZOOM、なりSkypeなどもあります、別途説明して今の段階でまだまだ共通理解が図れていない状況もありますので、登録等使用しないよう注意いただきたいと思います。6、議会事務局以外（自宅、事務所等）の取り扱いですが、Wi-Fi環境の設定が、おそらく操作が分からないとか、それぞれの自宅なりの環境が異なりますので、個別に対応させていただきますので、当日の質問の中ではこの項目については個別に対応することでご理解いただきたいと思います。スマートフォンでデザリング機能というのがあるのですが、認識されている方はいいと思うのですが、どうしてもデザリング機能を使ってしまうと契約によっては超過料金がかかり高くなってしまいます。金額の負担が高くなってしまいますので十分留意して使われる場合はご留意願いたいということです。その他ということで重複しますが、各議員の設定はそれぞれ環境が異なりますので繰り返しになりますが個別に対応します。議会事務局で私、八重樫主査含めて全て完結しない想定もありますが、各議員におかれましては総務課が窓口でもあるのですが、個別に相談することは控えていただき、原則議会事務局で受け付け、内容を伺って伝達することにしますので、改めてお願いになりますが総務課に相談されることは控えていただきと2月18日に説明したいと思っておりますので議会運営委員会の皆様におかれましてはご留意いただきたいとの説明でございました。

○委員長（小西秀延君） 使い方につきましては、当日改めてきちんと現物を見ながら説明をしますので、そのほうが分かりやすいかと思えます。

それ以外で進め方、会議規則等ありますが、これは会派の中で一度時間を取ってどのように変えていったらいいかということをお諮りいただいておりますのでよろしいかと思えます。すぐに変えて実践で用いるということにはまだ遠いかと思えますが会派内でご検討いただければと思えます。

今の説明でご質疑等あります方はいらっしゃいますか。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 説明いただきました中で、資料4の中の2、議事堂へのタブレット等の持ち込みについて、これタブレットではないのですが、第85条、議場に入る者は、帽子及び外とう等の外着の着用となっているのですが、変な話ですが白老町の傍聴席ですが、皆さん帽子かぶったまま外とうきたまま入られて傍聴されている方が多いのですが、このままでいいのかどうか、その辺をもう少し協議していただければありがたいかというのが一つあります。

もう一つは、白老町議会情報端末取扱要綱（案）のところで、本会議からずっと書かれていて第3条の最後に、その他議長が定める会議等と書いてあるのですが、議員会は書かれていないのですが、これは議長が定める会議等で理解してよろしいのでしょうか。その2点をお伺いしたいと思

ます。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今回のタブレットの取り扱いとは別な趣旨かという取り扱いですけれども、傍聴者につきましてはそのような方も見受けられることは確認しております。この会議規則の中でいくとそこは適切か不適切かとなるとなじまないところがあるのですが、特にここに主として位置づけているところであれば、議長含めた各議員と説明員が帽子・外とうというのがあるのですが、これも含めても傍聴者もというところなのですが、変えるかどうかを検討させてください。言えるところは各議員が自分の自席において帽子をかぶっているとか外とうを着ていること自体が本末転倒だということの明文で、傍聴者は特にそれまで議長が指摘するかどうかは、ここに文面に書かれていて現実的にはないと思いますが、それが整合性が取れていないということもあれば検討します。

それから、白老町議会情報端末取扱要綱（案）内の第3条の項目の中での議員会です。議員会につきましては、特に議員会の中で、ほかの部分も想定されていないのがあるのかもしれませんが、項目として追加するか、入れてもおかしくないのであれば追加するように調整します。

○委員長（小西秀延君） 西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 今、議員会といたしましたのは、この間の登別市議会との研修会などは議員会が主催です。本来であればZOOMが使えるようであれば研修会が実施できたわけです。そのようなことも少し考えていただいて、議長が定める会議等の中に入るのであればそれはそれでいいと思うのです。あまり堅苦しく考えずに聞いただけです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） そう申しますと、本会議からの（10）までにつきましても会議規則、会議条例、委員会規則、委員会条例に基づくものと基つかないものになっています。議員会につきましても議員会要綱等ありますけれども、研修等の場合であればあくまで特に先ほどの会議規則に属するかどうかということには属さないもので、そこは柔軟に取り扱いたしたいと思います。ただ、冒頭いったとおり、使用の範囲ということで抜けていたわけではないのですが、言われますと議員会も含めるので、入れることを含めて検討させてください。

○委員長（小西秀延君） ご意見ありがとうございます。抜けているようなところを精査していきたいと思います。これ全部を今日決めるということではございませんので、精査させていただきたいと思います。

ほかにご意見ございますか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 個人の携帯電話、スマートフォンの取り扱いについての件なのですが、携帯電話及び録音機器の類を持ち込んではいけない理由が明確に、どのようなことがあるので持ち込んではいけないということがないと、今後携帯電話、スマートフォンを持ち込むべきなのか、持ち込まないほうがいいのかという判断をする上で大事になってくるかと思うので、そこについてわかれば教えていただきたいのです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 一般的な話になりますが、個人の携帯電話、スマートフォン等の持ち込みに関してはどこの場所にもよりますが、やはり音を出すとか、議事進行を妨げることになりま
すので支障をきたすことが一般的な例かと思います。そのようなところを完全に控えることが徹底
できる環境、それから取扱要綱に出していますが、本会議中にSNSにアップしたりメールのやり
取りをするというのは本末転倒ですが、そのようなことをやられる可能性があるということも含め
て従前から個人の携帯電話やスマートフォンを持ち込まないことに。ただ、今のご時世、いろい
ろな角度でスマートフォンなりタブレットの機能を活かすためにはそのようなモラル範疇をきちんと
遵守いただいて行っていくことが、今後の検討事項として進めると捉えかと考えております。

○委員長（小西秀延君） 今後モラルも考えていかなければならないのかと思います。当然タブレ
ットにはこのような機能も付いておりますので、その辺もモラルとして皆さんがきちんと進めてい
ただけるかということも議論になってくるのかと思っております。

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、2月18日にまた改めて皆さんにご説明したいと思います。こ
のように進めさせていただきます。

4、その他について、(1)、令和4年度議員派遣研修について。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 12月10日の議会運営委員会で一度出していますが、改めて別紙1でご
ざいます。本日各会派にお願いしたいのは、令和3年度で記載のとおり長谷川議員と貳又議員に研
修に行っていております。令和4年度で令和2年予定者であります佐藤議員と久保議員がそ
れぞれ新型コロナウイルスの関係等による中止・延期等によりまして、残念ながら行かれていない
状況になっております。加えまして令和3年度の予定者が繰り下がりの中で吉谷議員、前田議員を
予定としておりまして、以下、順繰りとずれまして令和5年内でいきますと全て完結はできないの
ですが、このような順序で当初から予定されていたところがございます。それで、この予定の取り
扱いにつきましては、派遣等の調査依頼ということで受講希望届を出していただいたところなの
ですが、きずな会派は出ているのですが、ほかの会派はまだ未提出であったものですから、改めて2
月中の議会運営委員会の中で調整ができるようであれば、事務局の準備としましても必要なもの
でございますのでご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） これに関して、何かございますか。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） どちらにしましても令和4年と令和5年、両方合わせて12名行かな
ければいけない現状です。今回の議員14名中2名しか行っていないので2つで12名行くことになっ
ています。その考え方でいいのでしょうか。これでいくと4名、4名、4名となって行くのではなくて、6名となるのですが、そのような考え方は今後どのようになるのですか。その辺だけ教えて
ください。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 実際予算枠としては、最大で4名となっておりますので、現状からし

ますと令和5年度まで全ての議員が行くことは補正予算を上げない限り難しいという状況でございます。経過の中でいきますと議員の中でも辞退するお話も聞いておりますが、改めて令和4年度、令和5年度の中で、研修に行かれる希望を持たれている方、または辞退される方を含めて再度確認をいたしまして整理をしたいということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 差し出がましいようですが、これは前回の議会運営委員会の中で、やはり一度は当選した4年間で研修をして議員の資質向上、高めるべきだという考え方の中から研修をしましょうということになったのです。以前は財源がないということ、財政的に厳しくなかなか研修に行かれないという状況でしたが、多くの町民から議員の資質向上が求められている中で、研修はきちんと4年のうちに一度は行ったほうが良いということで行きましょうということになったのです。

ですから、私としましては、行く、行かないという問題以前に、議員として町民の代弁者である。私たち議員一人一人がそのようなことを自覚するための研修だと思いますので、補正予算を使ってでもきちんと研修に行くのだと、コロナの状況があるので行ける、行けないは別にしまして、そのような目標だけはきちんと持ってやっていただければありがたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 事務局のほうでは、改めて出したのは一回整理が必要だろうと、事務局のほうにもコロナの時期で遅れているのも分かっているので私は行かなくてもいいですと言ってきている人もいますので、これがコロナの状況が変われば行けるかもしれませんが、今年度はもう2月ですからかなり厳しいかと、何人行かせようといっても難しいところもあります。

アンケートを取って希望者が多ければ、きちんとどのくらい補正すればどのくらいの人を研修に行かせられるか、相手先もありますから定員数もありますし、いろいろな関係もございまして、また議会運営委員会で整理をして補正予算をかけるのならかけるという体制を考えていきたいと思っておりますので、きちんと行きたい方がどのくらいいるか希望を取りたいという意思でございまして、そう理解していただければよろしいかと思います。よろしく願いいたします。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 私は、やはりきちんと自分たち資質向上だということを理解していただきたいということだけなのです。そのための研修だということを理解していただきたいのです。

○委員長（小西秀延君） もちろん皆さんそれで振り分けをしたのですが、コロナもありますし、本州方面に行く自分の感染ということも考えられるので、その辺は希望者をまた取りたいということでございますのでよろしく願いいたします。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 確認させていただきたいのですが、全国町村国際文化研修所（J I A M）、この研修は、何を言いたいかというとこれが全てではなくて、これは千葉県とか滋賀県です。例えば北海道大学のサマースクールなどに置き換えても、私も千葉県にも滋賀県にも行っているし、すごくいい研修だと思って帰ってきたのですが、サマースクールにしてもすごく自分たちのためにもなるし、北海道内、道外からも来る方々もいらっしゃるからそのようなところもうまく、このような時だから全国町村国際文化研修所に行くことに焦点を当ててしまうと、日程的なもの、仕事の関係などで行けないときもあるのです。北海道が落ち着いているのであればそのようなところに目を

向けて、行ける人には行ってもらおうという形も、サマースクールは確か自己負担なのです。自己負担なのでそのようなものに置き換えてやるような考え方も持ってもいいのではないかとも思ったりするのです。今まで個人負担で行ってきた人たちにとっては・・・、そのようなものに置き換えることはできないのかと考えるのですがその辺はどうなのだろうか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） あくまで、千葉県、滋賀県含めて一般的な研修体系の中でこれまで計画をさせていただいているところですので、個別に研修項目が必要であれば調整しますが基本的に旅費規程の中で費用弁償等の措置を講じることになりますので、場合によっては自己負担が必要になってくる、その辺の了解を得ながら調整することはやぶさかではないかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） そのようなことであれば、この人数を千葉県とか志賀健とかひとくくりで考えるのではなくて、もう少し柔軟な取り組みの中で研修を、私は時期的な部分で難しいかもしれないので、もし北海道のコロナが収まったら北海道大学のサマースクールにいて勉強してくる。という感覚の人がいてもいいのかと思ったりするので、そうすればここから削除してもらっても悪くないわけです。そのようなことも視野に入れてもし考えられるのであれば、仕組みのようなものを、今回特例なら特例でもいいのでやってもらった方がいいような気がしたので言わせてもらいました。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 副議長のお話も十分理解いたします。会派それぞれで研修計画の中で動向を押さえさせていただくことを先んじてやらせていただきたいと思いますので、その中で当然予算措置が必要であれば適宜対応していく検討もしなければならぬと思います。あくまで当初令和2年10月以降で計画をした新人議員を優先するという内容だけのものですから、現時点で西田委員外議員が言われるように主旨はごもっともですし、また氏家副議長が言われるとおり、今の体系の中での別枠の研修項目といったことも吟味いたしまして計画を進めていきたいと思っておりますので、まずはこちらの希望届の提出をお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） お二人の意見を参考にさせていただきながら、まだ確定ということではございません。補正予算も組めると思っておりますので検討させていただきたいと思っております。

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。

次（2）、次回開催について。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 次回の開催日程ですが、3月議会も控えている中でその前段で2月18日で定例会2月会議を予定しておりますのでその前段9時半からと、先ほど2月18日の定例会2月会議終了後に全員協議会を予定しております。全員協議会終了後に改めて議会運営委員会を開いて委員外議員全員に来ていただきまして、タブレット操作の説明を手短かにさせていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。その翌週になりますので、2月22日の議案説明会終了後に議会

運営委員会を予定しているのと、代表・一般質問の通告日が2月25日ですので、その日の1時30分から議会運営委員会を予定しているのでお知らせしておきます。

○委員長（小西秀延君） これについてご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。

それでは、議事日程は終わりましたが、その他をお持ちの方はいらっしゃいますか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 実は、民間のことですからまちがどうのこうのという話ではないのですが、私どもの会派に相談事がありまして、小鳩保育園なのですが、小鳩保育園が築36年くらいたっておりまして建物の老朽化が進んでいるようなのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

及川委員。

○委員（及川 保君） 状況は今なかなかつかめない中で、議会運営委員会の中で調査をしなければいけないという委員長のお話もありましたので、この件をこのまま見過ごすのではなく、どのような状況かを含めて取り組んでいただければありがたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員から意見をいただきまして、小鳩保育園の改修の件で議会が改修計画に反対をしているのではないかという話が出ているということでございますので、どのような動きになっているのか、今はご返答の使用もありませんので、きちんと議会の中で対応をしたか、または町はどのような対応をしているのか等を含めて、議長を含め皆さんに事態を議会運営委員会として調査をして皆さんに改めてご報告をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。

それではそのように取り扱わせていただきます。

そのほか、その他をお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時28分）